

SCAT



2025年8月25日

各 位

会 社 名 : **SCAT 株式会社**
代 表 者 : 代表取締役 社長 長島 秀夫
(コード: 3974 東証スタンダード市場、名証メイン市場)
問 合 せ 先 : 取締役 執行役員 高橋 栄
(TEL: 03-6275-1130)

株式の無償割当てに関するお知らせ

当社は、2025年8月25日開催の取締役会において、下記のとおり当社が保有する自己株式を活用した株式の無償割当てを実施することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の無償割当ての目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しており、「安定配当を基本とした継続的な株主還元」を行うことを基本方針としております。

当社は、2024年12月13日公表「上場維持基準への適合に向けた計画について」の一環として、当社の自己株式の保有状況（当社発行済株式の41.70%）より、流通株式の確保は重要な経営課題であると認識しております。この度、当社株式の流動性を高めるとともに、当社保有の自己株式を有効活用して株主の皆様へ還元することを目的に、株式の無償割当てを実施することを決議いたしました。

株式の無償割当てとは、会社法第185条に基づく、株主の皆様より新たな払込みをいただくことなく、当社の株式を割当てることができる制度です。株式分割とは異なり、当社が保有する自己株式は割当ての対象となりません。

なお、株主の皆様への割当てに際して交付する当社株式につきましては、全て当社が保有する自己株式より充当いたします。

また、本件は当社、各証券会社、証券保管振替機構及び株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託」といいます。）により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

2025年10月下旬を目途に、三井住友信託より割当てに関するご通知を送付いたします。

2. 株式の無償割当ての概要

(1) 無償割当ての方法

2025年9月30日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき普通株式0.1株の割合をもって、当社が保有する自己株式を無償で割当てます。

(2) 無償割当てにより交付する株式の状況

①	無償割当て前の発行済株式総数	5,240,000株
②	無償割当てを行わない自己株式の数	2,184,977株
③	無償割当てにより交付する株式の総数	305,502株
④	無償割当て後の発行済株式総数	5,240,000株

(注) 上記は、2025年7月31日時点について記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得または処分に伴い、無償割当てを行わない自己株式の数及び無償割当てにより交付する株式の総数並びに無償割当てに際して交付する自己株式の数に変動が生じる場合があります。

3. 日程

- | | | |
|-----|--------|----------------|
| (1) | 基準日公告日 | 2025年9月10日(予定) |
| (2) | 基準日 | 2025年9月30日(予定) |
| (3) | 効力発生日 | 2025年10月1日(予定) |

4. その他

(1) 資本金について

今回の株式の無償割当てに際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

本日現在、今回の株式の無償割当てに伴う2025年10月期の期末配当予想(1株につき7円)に変更はありません。今後、変更のある場合には改めてお知らせいたします。

なお、本件により1株につき0.1株の割当てが実施されることで、実質的に1割の増配となります。

(3) 株式の無償割当ての結果生じる1株未満の端数株式の処理方法について

株式の無償割当ての結果生じる1株未満の端数株式は、会社法234条第1項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

(4) 株式の無償割当ての結果生じる単元未満株(100株未満の株式)について

株式の無償割当ての結果生じる100株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株式をご所有の株主様は、以下の買取制度をご利用いただくことができます。

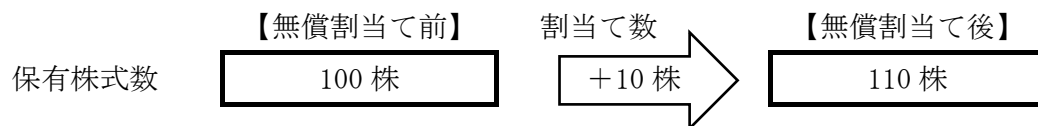
【単元未満株式の買取制度】

会社法第192条第1項の規定に基づき、株主様がご所有の単元未満株式を当社に対して買い取ることを請求することができる制度です。

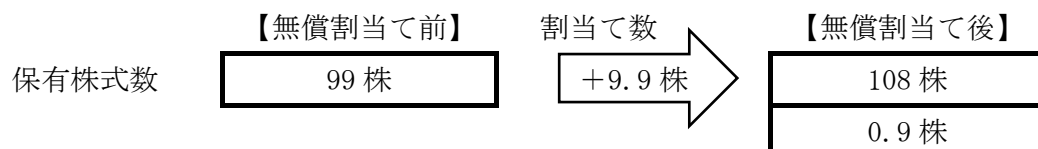
【 補足説明 】

(今回の株式の無償割当てによる具体例)

(例 1) 100 株を保有する株主様



(例 2) 99 株を保有する株主様



※0.9 株分は金銭交付

※端数分 0.9 株につきましては、一括売却しその処分代金を株主様に配分します。

(お問合せ先・ご通知方法)

効力発生日は、2025 年 10 月 1 日 (予定) ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

なお、本件割当ての対象となった全ての株主様に対して、2025 年 10 月下旬を目途に、当社株主名簿管理人の三井住友信託より、本割当てに関する通知書をお送りいたします。

以 上